

出生に関連する届

H30.03.10 作成

< 区役所総務部・保健福祉部、北須磨支所市民課・保健福祉課 >

項目	説明	届出期間	必要書類	窓口
出生届	<ul style="list-style-type: none"> 届出先は父母の本籍地、(届出人の)所在地、子の出生地のいずれかの役所です。 届出人→父、又は母 神戸市に住民登録されたお子様については、区役所・北須磨支所より後日、住民票コード通知書を郵送します。 通知カードは後日、住民票コード通知書とは別便で郵送されます。 	生まれた日から14日以内	出生届、印鑑、母子健康手帳	市民課
外国人住民のお子様	外国人住民のお子様で、特別永住者の申請をされる方は、お住まいの区役所・北須磨支所市民課で父母が申請をしてください。	生まれた日から60日以内	父又は母の特別永住者証明書(外国人登録証明書)、出生届記載事項証明書又は出生届受理証明書、住民票の写し、お子様のパスポート(お持ちの方)	市民課
	特別永住者以外のお子様は、生まれてから30日以内に入国管理局で在留資格の申請をしてください。	生まれた日から30日以内	入国管理局にお尋ねください。	入国管理局神戸支局 TEL:078-391-6378
国民健康保険の加入 出産育児一時金の申請	<ul style="list-style-type: none"> 出生による資格取得の届出が必要です。 出産育児一時金が支給されます。 (申請期限は出産日の翌日から2年間。ただし、他の保険者から支給を受ける方や、直接支払制度を利用された方で、出産費用の明細金額が42万円以上の方は、区役所での手続きは不要です。) 	生まれた日から14日以内	国民健康保険証、印鑑、母子健康手帳、世帯主の預金通帳等口座番号のわかるもの(直接支払制度を利用された方は、直接支払制度の合意文書、出産費用のわかるもの)	国保年金係
こども医療費の助成申請	<ul style="list-style-type: none"> 中学3年生まで(15歳到達年度の年度末まで)のお子様を扶養している方にお子様の医療費の自己負担金の一部(3歳未満児は全額)を助成します。申請は、福祉医療の窓口もしくは郵送により受付をしています。 	お早めに(健康保険に加入後)	お子様の記載された健康保険証、印鑑 (郵送の場合:申請書、健康保険証のコピー)	介護医療係
児童手当の認定請求 又は 額改定請求	<ul style="list-style-type: none"> 中学校3年生まで(15歳到達後最初の年度末まで)の児童を養育する方に手当を支給。既に支給を受けている方の場合、額改定請求が必要です。 ただし、公務員の場合は勤務先で認定請求してください。 	生まれた日の翌日から15日以内 (原則として申請月の翌月分から支給となります)	印鑑、請求者(父又は母等)の健康保険証の写し、請求者名義の銀行の預金通帳の写し。なお、個々の状況により他に必要書類をお願いすることがあります。	こども家庭支援課 (保健福祉課) こども福祉係 こども保健係
未熟児の医療費の給付申請	<ul style="list-style-type: none"> 出生時の体重が2,000グラム以下又は生活力が特に弱く、医師が未熟児として指定医療機関での入院養育が必要であると認めた場合、入院費用のうち保険診療にかかる自己負担額及び食事療養費を市が負担します。ただし審査があります。 	生後1ヶ月以内	養育医療給付申請書・意見書、課税確認書兼世帯調書・世帯員全員の年間所得確認書類(申請書はこども家庭支援課にあります)、健康保険証(対象となるお子様が加入する予定の保護者のもの)、印鑑	
出生連絡はがき(母子健康手帳の中のはがき)の提出。(育児相談その他の連絡に必要)				

手続きは住民登録をされている区役所・支所でしてください。お問い合わせは下記区役所・支所の担当窓口におたずねください。

東灘区 ☎ 841-4131 灘区 ☎ 843-7001 中央区 ☎ 232-4411 兵庫区 ☎ 511-2111 北区 ☎ 593-1111
 長田区 ☎ 579-2311 須磨区 ☎ 731-4341 北須磨支所 ☎ 793-1212 垂水区 ☎ 708-5151 西区 ☎ 929-0001